

省令第三十号	○財務省告示第四十一号	平成二十六年一月十四日	行条件等を次のとおり告示する。
第五条第十一項の規定に基づき、	利付国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、	利付国債の発行等に	省令第三十号の規定に基づき、
方募入価格決定の	方募入価格決定の	方募入価格決定の	方募入価格決定の
も各の申込らみそのうち応募額を順次割り	行參よと大に競争う札加るに臣行争入。と者發応がわ入札い・行募各れ。う第(一)限國の發行。Ⅱ以度債入の募非下額市場での価格國定特競債め別つ定競市参てを及入場も加札特別にご發	利付国庫債券(物価運動・十年) 財務大臣 麻生太郎 特別会計に關する法律(平成十九年法律第二十一条及び第二十三条) 第四十七回 社債へ平成十三年法律(平成十九年法律第二十一条及び第二十三条) 第四十七回 振替機関は日本銀行とする。 第四十六回 振替法(以下「価格競争に付して行われる入札」といふ。)の規定による。 第四十五号	利付国債(特別会計に關する法律(平成十九年法律第二十一条及び第二十三条) 第四十七回) 第四十六回 利付国債(特別会計に關する法律(平成十九年法律第二十一条及び第二十三条) 第四十七回) 第四十六回 利付国債(特別会計に關する法律(平成十九年法律第二十一条及び第二十三条) 第四十七回) 第四十六回 利付国債(特別会計に關する法律(平成十九年法律第二十一条及び第二十三条) 第四十七回) 第四十六回
イ	行方	行方法	行方法
方募入価格決定の	用振替法の適	用振替法の適	用振替法の適
も各の申込らみそのうち応募額を順次割り	名稱及び記	名稱及び記	名稱及び記
イ	行方	行方法	行方法

九	八	七	六
振額最	払	イ	口
替額単位	低入札金	行債・別債	争競
額面金	行債・別債	争競	非者特國
の記定金録に	札格第参市	札格第参市	札格第参市
。整載法数又の倍は規	競金	競金	競金
の記定金録に	II加場	II加場	II加場
額はよに、るよ最振	行争額	競争額	競争額
る低替も額口の面座と金簿	十	三	五
す額の振るの記定金録に	万	千	国
。整載法数又の倍は規	円	百	条
の記定金録に	億	七	特
額はよに、るよ最振	六	十	で
る低替も額口の面座と金簿	百	一	た
す額の振るの記定金録に	五	億	條
。整載法数又の倍は規	十	七	特
の記定金録に	万	千	二
額はよに、るよ最振	円	五	利
る低替も額口の面座と金簿	十	四	者
す額の振るの記定金録に	万	三	特
。整載法数又の倍は規	円	利	行
の記定金録に	十	付	争
額はよに、るよ最振	七	七	競
る低替も額口の面座と金簿	十	額	競
す額の振るの記定金録に	六	額	競
。整載法数又の倍は規	六	申	競
の記定金録に	六	応	競
額はよに、るよ最振	六	い	競
る低替も額口の面座と金簿	六	て	競
す額の振るの記定金録に	六	と	競
。整載法数又の倍は規	六	る。	競
の記定金録に	六	各	競
額はよに、るよ最振	六	の	競
る低替も額口の面座と金簿	六	申	競

十 十 十
四 三 二 一

方額想額想發利發行
法の定定行行
計元元日価
算金金の率格目

十五 經過利子

の 払 込 み 経 過 利 子

募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に加え、次の算式によ
り算出した金額を第二十二号に
規定する期日に払い込むものと
する。
額面全額の総額×1007×0.1×126

十六 初期利子

十七

支払う。	次の式により算出した金額を
第十四号の規定により算出された各支払期における想定元金額	$\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$
平成三十五年九月十日	
第十四号の規定により算出され	
たただ償還期限における想定元金額	
額と下、回る場合に想定元金額は	
額が額面金額	

二十二 払込期日 平成二十六年一月十四日
二十一 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
二十 払場所 元和金支日本銀行